○国土交通省告示第百四十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、下水道法施行令第五条の四第五号の国土交通大臣が定める措置を定める件（平成十七年国土交通省告示第千二百九十一号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年二月八日

国土交通大臣　前田　武志

題名中「第五条の四第五号」を「第五条の八第五号」に改める。

第三条（見出しを含む。）中「第五条の四第五号」を「第五条の八第五号」に改める。

附　則

この告示は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○国土交通省告示第百四十七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、下水道法施行規則第四条の二第二項の規定に基づき国土交通大臣が定める措置を定める方法（平成二十年国土交通省告示第三百三十四号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年二月八日

国土交通大臣　前田　武志

題名中「第四条の二第二項」を「第四条の三第二項」に改める。

本則中「第四条の二第二項」を「第四条の三第二項」に改める。

附　則

この告示は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○海上保安庁告示第四十号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年二月八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	声問埼沖灯標
位置	
所在地	北海道稚内市（声問港北防波堤灯台の北北西方約一・八キロメートル）
北緯	四五―二五―三八
東経	一四一―四四―五七
変更した事項	
光度	実効光度三九〇カンデラ
光達距離	七・五海里
高さ	地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日	平成二十三年十二月二十一日
名称	千葉港第三号灯標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北方約一・五キロメートル）
北緯	三五―三四―五四
東経	一四〇―〇二―四一
変更した事項	
記事	附属施設　レーダー反射器
変更年月日	平成二十三年十二月二十一日
記事	一時名称等変更中のところ記事変更のうえ復旧

名称	郡中港西防波堤灯台
位置	
所在地	愛媛県郡中港（西防波堤外端）
北緯	三三―四五―三七
東経	一三二―四一―三六
変更した事項	
光度	実効光度二五カンデラ
光達距離	三・五海里
高さ	地上から構造物の頂部まで九・五メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日	平成二十三年十二月二十一日
名称	値賀埼灯台
位置	
所在地	佐賀県東松浦郡玄海町（値賀埼）
北緯	三三―三一―〇五
東経	一二九―四九―四三
変更した事項	
光度	一一〇カンデラ
光達距離	五・五海里
高さ	地上から構造物の頂部まで九・三メートル　平均水面上から灯火まで二六メートル
変更年月日	平成二十三年十二月二十一日

○海上保安庁告示第四十一号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年二月八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	横浜外防波堤北灯台
位置	
所在地	京浜港横浜区（北側外防波堤南端）
北緯	三五―二七―二一
東経	一三九―四〇―三三
変更した事項	
光度	実効光度二五カンデラ
光達距離	三・五海里
変更年月日	平成二十三年十二月二十二日
名称	国東港富来浦北防波堤灯台
位置	
所在地	大分県国東市（国東港富来浦北防波堤外端）
北緯	三三―三六―一七
東経	一三一―四三―一四
変更した事項	
光度	実効光度二五カンデラ
光達距離	三・五海里
高さ	地上から構造物の頂部まで九・五メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日	平成二十三年十二月二十二日
名称	西之表港南防波堤灯台
位置	
所在地	鹿児島県西之表港（南防波堤外端）
北緯	三〇―四三―五三
東経	一三〇―五八―五八
変更した事項	
灯質	単閃赤光　毎三秒に一閃光
光度	実効光度二六カンデラ
光達距離	三・五海里
高さ	地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで一五メートル
変更年月日	平成二十三年十二月二十二日

○東北地方整備局告示第十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年二月八日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人秋田県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	―
変更後	石田　純

(2)　変更年月日　平成二十三年十二月十二日

○東北地方整備局告示第十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年二月八日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号

東北地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社建築住宅センター